

令和6年10月からの児童手当の制度改正により、書類の提出が必要な場合があります。
 以下の内容を読み、書類の提出が必要かどうか確認してください。

【書類の提出が不要な方】（現在、児童手当または特例給付を受給している方のみ）

- ・中学生以下のお子さんのみ養育している方（何人でも）
- ・中学生以下1人以上と高校生年代^{※1}1人以上の合計3人以上のお子さんを養育している方
 （例：中学生以下3人と高校生年代1人の合計4人など）
- ・中学生以下1人と大学生年代^{※2}1人の合計2人のお子さんを養育している方

※1 高校生年代：15歳年度末を経過した後から18歳年度末まで
 ※2 大学生年代：18歳年度末を経過した後から22歳年度末まで

【書類の提出が必要な方】

該当する提出書類をこども課こども応援係まで、窓口または郵送にて提出してください。

		現在、児童手当または特例給付を・・・								
		受給していない (所得超過など)			受給している					
お養 子さ ん の 年 代	中学生以下	○	○	○	○	○	-	-	-	-
	高校生年代 ^{※1}				○	-	○	○	○	○
	大学生年代 ^{※2}	-	○	○	-	○	-	○	○	○
養育するお子さんの数 (大学生年代 ^{※2} 以下)		何人でも	2人	3人以上	2人	3人以上	何人でも	2人	3人以上	3人以上
提出書類		①	①	①と③	②	②と③	①	①	①と③	①と③

★提出書類一覧

- ① 児童手当 認定請求書（様式第2号）
- ② 児童手当 額改定認定請求書（様式第4号）
- ③ 監護相当・生計費の負担についての確認書

提出期限：令和6年11月15日（金） 必着

期限までに書類の提出がない場合、認定が遅れ、児童手当の支給にも遅れが生じることがあります。期限内の提出についてご協力をお願いします。

なお、書類の提出が不要の方で額が変更になる場合、市で自動判定し通知します。

【書類提出・お問い合わせ先】 北秋田市役所健康福祉部こども課こども応援係
 〒018-3392 住所：北秋田市花園町19番1号 TEL：0186-62-6638